



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2022年9月15日(木)

マイナス利益積立 金額と資本の配当

比例配分(プロラタ)計算

株主への配当は、利益の配当が一般的ですが、資本剰余金の配当を行うこともあります。資本剰余金の配当を行う時は、プロラタ計算をします。資本配当のうち、株式の譲渡対価と認識される「資本の払戻し」部分を算定するのです。交付された資本配当のうち「資本の払戻し」部分を超える金額が「みなし配当」とされます。

600の配当が1000になる

ところで、完全子会社(資本金等の額1000、利益積立金額600)から資本配当600を受けようとする場合、プロラタ計算により「資本の払戻し」部分は $1000 \times (\text{減少した資本剰余金 } 600 / \text{簿価純資産価額 } 400)$ と算定されます。この分数値が1を超える時は、以下の算式も含め1で計算します。

マイナス配当とか500の配当が100に

交付資本配当が「資本の払戻し」部分を超える額がみなし配当で、ここでの算出みなし配当値は $400 (= 600 - 1000)$ とマイナス値で出て来ます。これは、「超える部分の金額」にはならないので、0と扱われず。さらに例えば、前の例で、税務の利益積立金は600だが、会計利益剰余金500

があったので、併せて500の利益配当も一緒に実行したところ、混合配当だから、これを取込んでプロラタ計算する、ということになったとすると、資本の払戻し部分の金額は $1000 (= 1000 \times 600 / 400)$ と算定され、みなし配当は $100 (= 1100 - 1000)$ となります。

混合配当訴訟で判決による修正

ところで、混合配当訴訟に係る最高裁判決が昨年あり、このプロラタ計算の政令規定が違憲無効と判決されたのを承けて、今年の税制改正がありました。この改正内容に従うと、先の例での「資本の払戻し」部分の1000は $600 (= 1000 \times 600 / 400 = 1000 > 600)$ に、みなし配当は $0 (= 600 - 600)$ になります。

もう一つの先の例での「資本の払戻し」部分の1000は同じく600に、みなし配当は $500 (= 1100 - 600)$ となり、みなし配当と本来の利益配当とが一致します。

最高裁判決を承けての今年の改正内容は、マイナスみなし配当額計算問題解消に、極めてうまくフィットしています。訴訟の係争点の混合配当が、マイナス利益積立金の法人からの配当だったからかもしれません。



プロラタ計算の算式はマイナス利益積立金では暴走する。改正しなさい。